

令和8年第6回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和8年3月25日 午前9時00分
	場 所	厚岸町役場 2階 庁議室
開 会	日 時	令和8年3月25日 午前9時00分
閉 会	日 時	令和8年3月25日 午前10時00分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		森 脇 直 美
		成 澤 幸 恵
		長谷川 博 一
欠 席 委 員		
会議録署名	教 育 長	滝 川 敦 善
委 員	委 員	田 辺 正 保
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 諸 井 公 指導室長 藏 光 貴 弘 生涯学習課長 車 塚 洋 給食センター所長 小 池 裕 子 厚岸情報館長 川原田 恵 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課補佐兼総務係長 余 西 弘 希
	その他の者	

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第4号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第5号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第11号	厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第12号	厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第13号	厚岸町立学校の管理規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第14号	厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第15号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第16号	厚岸町高校通学バス定期券購入助成事業実施要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
7		閉会

令和8年第6回厚岸町教育委員会

令和8年3月25日

午前9時00分開会

- 教育長** ただいまから、令和8年第6回厚岸町教育委員会を開会
 します。これから、本日の会議を開きます。
 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のと
 おりであります。

- 教育長** 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の
 会期を本日、3月25日の1日間としてよろしいですか。

- 教育長** それでは、会期を本日3月25日の1日間といたします。

- 教育長** 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
 令和8年3月2日に開会した第4回教育委員会の会議録の
 承認についてであります。会議録署名委員の長谷川委
 員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちま
 して承認とさせていただきます。

- 教育長** 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま
 す。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定によ
 り、田辺委員を指名いたします。

- 教育長** 日程第5、報告第4号「教育長の報告すべき事項につい
 て」を議題といたします。
 職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、報告第4号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

教育長の報告すべき事項として、令和8年第5回厚岸町教育委員会書面議決の結果について、次のとおりご報告いたします。

次ページ、別紙「令和8年第5回厚岸町教育委員会書面議決の結果について」をご覧ください。

今回の書面開催につきましては、令和8年3月31日及び4月1日付け、内示にあたり、3月24日の人事異動内示のため、教育委員会会議を招集する暇がないことから、去る、令和8年3月23日に書面開催、そして、それに伴う書面表決をもって教育委員会の議決に代えさせていただくこととなりました。

書面表決者は、記載のとおりとなっており、教育長並びに各委員、合計5名で、付議案件につきましては、議案第10号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」でありました。

委員の皆様には、ご多忙なところ急な書面での開催となり、大変申し訳ございませんでした。

議案に対する表決の結果についてであります、全数の賛成を得ることができ、原案のとおり、可決・承認されましたので、ご報告申し上げます。

なお、対象となる職員へは、昨日、口頭にて異動内容を通知しております。

以上、簡単ではありますが、報告第4号の報告とさせていただきます。

●教育長 内容は「令和8年第5回厚岸町教育委員会書面議決の結果について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(異議なし。の声)

●教育長 なければ、これで報告第4号を終わります。

●教育長 次に、報告第5号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。

職員は、提案理由と報告内容の説明をしてください。

●指導室長 ただいま上程いただきました、報告第5号「教育長の報告すべき事項」についてご説明いたします。

議案書、3ページをご覧ください。

内容は、令和7年度厚岸町立中学校卒業生進路状況についてであります。

令和8年3月17日に発表された令和8年度道立高等学校入学者選抜合格発表の後、町内中学校3校の3年生55名の進路状況についてとりまとめましたので、ご報告いたします。4ページ報告第5号別紙をご覧ください。

対象生徒55名が進学することとなっており、49名が高等学校への進学となっております。

未定となっている生徒につきましては、有朋高等学校の合格発表が令和8年3月27日となっているため、その発表を待っている生徒が2名、武修館高等学校へ進学する予定

●指導室長 となっている生徒が2名、厚岸翔洋高等学校の二次募集での受験を予定している生徒が1名となっております。

表の下欄進路状況の内訳をご覧ください。今年度は、厚岸翔洋高校への進学者は、普通科8名で、卒業生全体の約15%となっております。

釧路管内への進学は、湖陵高校5名、江南高校3名、北陽高校6名、明輝高校7名、工業高校3名、商業高校3名、東高校1名、武修館高校2名、釧路養護学校1名、釧路高専1名となっております、合計が32名で全体の約58%となっております。

管外高校への進学者は9名で約16%となっております。

以上、大変簡単ではありますが、令和7年度厚岸町立中学校卒業生進路状況についての報告を終わります。

●教育長 内容は「令和7年度厚岸町立中学校卒業生進路状況について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(異議なし。の声)

●教育長 なければ、これで報告第5号を終わります。

●教育長 次に、日程第6、議案第11号「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第11号「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則は、学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費の取扱いに関して必要な事項を定めております。

令和8年度の学校給食費については、厚岸町学校給食センター管理条例施行規則第7条の規定により、

本年1月21日付けで、教育委員会が厚岸町学校給食センター運営委員会へ学校給食費の額についての諮問をし2月10日付けで答申を受け、2月25日に開催された第3回教育委員会で決定したところであり、本規則別表に規定する学校給食費の額について改正する必要があることから、本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

議案書5ページ、議案第11号「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

改正内容につきましては、別にお配りしております、説明資料議案第11号説明資料「新旧対照表」でご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧願います。

先ほど申し上げましたとおり、令和8年度における学校給食費を決定したことに伴い、本規則別表で規定している学校給食費の額について、改正するものであります。

別表に記載の「小学校の児童及び教職員等」の欄、「1食当たり295円」を「1食あたり310円」に、「中学校の生

- 管理課長** 徒及び教職員等」の欄、「1食あたり354円」を「1食あたり370円」に、「学校給食センター職員」の欄、「1食あたり295円を」を1食あたり「308円」に、「試食他」の欄、「1食あたり354円」を「1食あたり370円」に改正するものであります。

議案書5ページにお戻りください。

附則であります。この規則は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ですが、議案第11号のご説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 教育長** 内容は「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。これから質疑を行います。

- 田辺委員** 今回、給食費の増額については当然のことだと思います。最近、消費物価がさらに上がってきていますね。

今の中東情勢によっては、かなり上がるのではないかという予想もありますが、今回、改正された給食費の中で材料の入手というのは、年度の途中でも非常に厳しくなってくるという事態も考えられるのかなというように思いますが、そういった場合には、年度途中でも、給食費の増額というのは、これは町の給食費の支出のほうにも絡んでくると思いますが、そういった事態も考えられると抑えてよろしいでしょうか。

今、ここで決まったら、何が何でも、決められたこの金額に押えなければいけないのですか。

●田辺委員 そうなると、給食の質も考えなくてはならないという形になるかと思いますが、その辺、柔軟に考えていく必要があるかと思いますがいかがですか。

●管理課長 田辺委員が仰っている、物価高騰、特に中東情勢の関係でも重油が入ってこなくて製造できないものができてきて、それにより物価高に繋がっている認識はあります。

ただ、今ご質問があった、教育委員会の年間の給食費を決定するということでもありますけれども、過去、途中で学校給食費を増額したという記憶は、私が覚えている範囲ではなく、増額につきましては、周囲の町村の状況を見ながら対応していきたいと思います。

ただ、足りなくなってきたという場合には、賄材料費として、給食センターの一般財源で持っている部分がありますので、例えば、給食費をそのままにしておいて、一般財源の部分について補正なりの対応をしていくと考えられます。この点については、今後の情勢によっても変わると思っています。

●田辺委員 わかりました。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第12号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第13号「厚岸町立学校の管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第14号「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」については、一括の議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第12号、厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、議案第13号、厚岸町立学校の管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第14号 厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定については、令和8年4月1日に公布される「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく規則の改正となるため一括提案させていただき、その提案理由と内容をご説明いたします。

 この度の改正は、本年4月1日施行の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等」が義務づけられ、主務教諭の職の新設などの対応を行なうこととされました。

●管理課長 これに伴い、規則改正が必要となったことにより、本案を提出するものであります。

また、昨今の学校教育状況の環境変化により、実情に合わせた規則整理を行うため、文言等の整理をするものであります。

はじめに、議案書 6 ページ「議案第12号、厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」説明いたしますが、説明につきましては、別にお配りしております説明資料「議案第12号説明資料新旧対照表」により説明させていただきますので、併せてご覧願います。

新旧対照表 2 ページをご覧願います。

議案第12号の改正は、先ほどご説明させていただきました、法の一部改正に伴い、本規則の別表中、

別表、管理課、学校教育係の分掌事務の第26号に「業務量管理・健康確保措置実施計画に関すること」を加え、以下の号を 1 号ずつ繰り下げるものであります。

次に、議案書 7 ページ「議案第13号、厚岸町立学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

本規則改正につきましても、別にお配りしております「議案第13号説明資料新旧対照表」により説明させていただきますので、併せてご覧願います。

新旧対照表の 3 ページをご覧願います。

規則第 3 条の改正は、先ほどご説明させていただきました、法の一部改正に伴い、教員の定義を詳細化するため、「学校の校長」の次に、「教頭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」を加えるものであります。

次に、第 4 条の 4、第 2 項の改正は、同じく法改正に伴

●管理課長 い、学校評価の結果に基づく措置として、業務量管理、健康確保措置実施計画に適合しなければならない義務について加えるものであります。

次に、第6条の改正は、法の一部改正に伴い、研修主事を追加し、その役割を規定する内容であります。

次に、第33条の改正は、学校における新年度準備や昨今の気候変動に伴う環境変化により、第4号の学年始休業を「7日以内」を「10日以内」に、第5号の夏季休業日は「25日以内」を「校長が定める期間」に、第6号の冬季休業日は、冬季休業日の終期を「2月10日まで」を「1月31日」までとし、「25日以内」を、夏季休業日と同様に「校長が定める期間」に改める内容であります。

また、第3項の改正は、これまで「夏季休業日、冬季休業日」それぞれ25日以内と規定し、総日数で最大50日間としていたものを、北海道立学校規則に準じ、「56日以内」と規定するものであります。

新旧対照表4ページをご覧ください。

第38条の改正は、以前から規定され、実態にそぐわない文言について整理するものであり、第2号で規定していた「教員人事記録簿」については、現在では、学校で備えるものとしていないこと、第6号で規定していた「外勤簿」については、北海道立学校職員服務規程第5条において「命令は、口頭により行う」とされていること、第9号で規定していた「学校行事表」については、各学校で作成する学校経営計画などにも記載され重複していることなどから、削除するものであります。

次に、別表の改正は、法の一部改正に伴い、表中に「研修主事」を加え、配置基準を記載している備考欄に「校長

●**管理課長** が必要と認める場合に置く」とする内容であります。

次に、議案書9ページ「第14号、厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。本規則改正につきましても、別にお配りしております「議案第14号説明資料新旧対照表」により説明させていただきますので、併せてご覧願います。

新旧対照表6ページをご覧願います。

規則第4条の改正は、先ほどご説明させていただきました、法の一部改正に伴い、学校運営協議会での基本方針承認事項として「業務量管理、健康確保措置実施に関すること」については、「学校運営協議会での承認事項」となったことから、第3号に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を加え、以下の号を1号ずつ繰り下げるものがあります。

附則であります。今回の改正については、いずれも、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明ですが、議案第12号、議案第13号、議案第14号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●**教育長** 内容は「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定」、「厚岸町立学校の管理規則の一部を改正する規則の制定」及び「厚岸町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第15号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第15号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動や組織見直しによりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。

改正内容につきましては、別にお配りしております説明資料7ページ、議案第15号説明資料「新旧対照表」でご説明いたします。

厚岸町教育委員会の定数は、厚岸町職員定数条例第2条

●**管理課長** に規定する別表により37名とされております。

この度の令和8年4月1日付け人事異動により、教育委員会事務局のうち、新たに主事職が1名配置となることから、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程している「1 教育委員会事務局」の「主査・主任・主事」欄の3を4に、「計」の欄の10を11に、「職別定数の合計」28を29に改正する内容であります。

議案書11ページをご覧ください。

附則であります。この訓令は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ですが、議案第15号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」のご説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●**教育長** 内容は「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●**教育長** なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●**教育長** では、そのように決定いたします。

●**教育長** 次に、議案第16号「厚岸町高校通学バス定期券購入助成事業実施要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●**管理課長** ただ今上程いただきました、議案第16号「厚岸町高校通学バス定期券購入助成事業実施要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書12ページをお開き願います。

厚岸町高校通学バス定期券購入助成事業実施要綱は、保護者の経済的負担の軽減を目的に、厚岸翔洋高等学校へ通学するためのバス定期券購入費用の一部を助成するために規定しておりますが、主に釧路市や釧路町を区分とするC地区の定期券購入に係る助成額をA地区の厚岸町市街地やB地区の尾幌・上尾幌の助成率と同様の率に引き上げるものであります。

改正内容については、別にお配りしております、説明資料議案第16号説明資料「新旧対照表」により説明させていただきます。

新旧対照表8ページをご覧ください。

第2条関係別表であります。C地区、1カ月定期券については助成額5千円を1万1,300円に、3カ月定期券については、1万5千円を2万7,900円に改正する内容であります。

議案書12ページにお戻りください。

附則であります。この規則は、令和8年4月1日から施行するものであります。

●**管理課長** 以上、簡単ですが、議案第16号のご説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●**教育長** 内容は「厚岸町高校通学バス定期券購入助成事業実施要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●**教育長** なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なし。の声)

●**教育長** では、そのように決定いたします。
その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●**教育長** 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第6回教育委員会を閉会します。